令和2年度 町民税・県民税の申告の手引き

紀美野町

申告の必要がある方

令和2年1月1日現在において紀美野町内に住所がある方は、次の(1)から(3)に該当する方を除き、 前年中(1月1日から12月31日の間)の所得を申告していただく必要があります。

(1月2日以降に町外へ転出された場合でも、紀美野町で町民税・県民税の申告を行ってください。)

■申告不要の方

- (1) 所得税の確定申告をされる方
- (2) 前年中の所得が1か所からの給与収入のみで年末調整がお済みの方
- (3) 公的年金等に係る収入のみで次に該当する方
 - ▶65歳以上(昭和30年1月1日以前に生まれた方)の場合、年金収入が148万円以下の方〈非課税〉
 - ▶65歳未満(昭和30年1月2日以後に生まれた方)の場合、年金収入が98万円以下の方〈非課税〉 (遺族年金、障害年金などの非課税年金のみの方は、所得がない旨の申告していただく必要があります。)
 - ※(2)(3)については、会社や年金支払者から町あてに支払報告書が提出されている必要があります。
 - ※(2)(3)のうち、源泉徴収票に記載された内容以外の申告が必要な方は、町民税・県民税の申告書を提出してください。(例: 医療費控除、社会保険料・生命保険料等控除、寡婦寡夫控除・扶養控除等の誤りなど)

■申告を要する方

- **◆上記「申告不要の方」にあてはまらない方**
- ◆給与所得のある方で、勤務先から紀美野町あてに給与支払報告書が提出されていない場合 (地方税法により給与支払者は市町村への給与支払報告書の提出義務がありますが、提出されていない場合があります。勤務先の給与担当者にご確認ください。)
- ◆所得がない方や非課税所得のみの方で次に該当する方(所得金額は「O円」で申告していただきます。)
 - ▶ 非課税所得のみの方(遺族年金、障害年金、雇用保険法による失業給付等受給者など)
 - ▶ 所得がない旨の申告を要する方(非課税証明等が必要な方、国保税や後期高齢者医療保険料等の軽減を受けられる方、各種手当や助成金等を受給される方、保育料を納められる方、公営住宅に入居されている方など)

町民税・県民税のしくみ

町民税・県民税は、所得金額の多少にかかわらず均一に負担いただく「均等割」と所得金額に応じて負担いただく「所得割」の合計で課税されます。(課税額は6月に確定します。)

均等割	額 ※
町民税	県民税
3,500円	2,000円

所得割額			
計算方法···(所得金額 一 所得控除額)× 税率 一 税額控除額			
町民税	県民税		
税率 一律6%	税率 一律4%		

※均等割額には、地方税の臨時特例分(東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源確保に係る地方税の臨時特例に関する法律)の500円が、町民税・県民税ともに含まれています(平成26~令和5年度)。また、県民税の均等割額には、紀の国森づくり税の500円が含まれています。

◎次に該当する方は、町民税・県民税が非課税になります。

- ◆均等割も所得割も課税されない方
 - ① 生活保護法による生活扶助を受けている方
 - ② 障害者(障害者手帳等や障害者控除認定書)、未成年者、寡婦又は寡夫で、前年中の合計所得金額が 125 万円以下の方
 - ③ 前年中の合計所得金額が、次の額以下の方
 - ・扶養親族等がない方…28万円
 - 扶養親族等がある方…28 万円 × (控除対象配偶者+扶養親族数+1人) + 16 万8 千円

◆所得割が課税されない方

- ④ 前年中の総所得金額等が、次の額以下の方
 - ・扶養親族等がない方…35万円
 - 扶養親族等がある方…35 万円 × (控除対象配偶者+扶養親族数+1人) + 32 万円

扶養親族等の数	③均等割非課税	④所得割非課税	
0人	合計所得 280,000 円以下	総所得等 350,000 円以下	
1人	合計所得 728,000 円以下	総所得等 1,020,000 円以下	
2人	合計所得 1,008,000 円以下	総所得等 1,370,000 円以下	
3人	合計所得 1,288,000 円以下	総所得等 1,720,000 円以下	
4人	合計所得 1,568,000 円以下	総所得等 2,070,000 円以下	
5人	合計所得 1,848,000 円以下	総所得等 2,420,000 円以下	

申告書の書き方

■「1収入金額等」欄について

所得の種類ごとに、前年中の「収入金額」を記入してください。 収入金額とは、収入する権利が確定した金額のことで、未収入金や自家消費分も含まれます。

亨	所得の種類	所 得 の 生 ず る 場 所		
事業	営 業 等	① 営業(建設業、製造業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、保険外交員、不動産業、飲食店、宿泊業、サービス業、その他収益事業) ② 自由業(医師、歯科医師、獣医、弁護士、司法書士、税理士、公認会計士、作家、画家、彫刻家、作曲家、音楽家、茶道・生花・舞踊の師匠、芸能家、私塾の経営者など)		
*	農業	米、野菜、花、果樹などの栽培・生産、農家が兼営する家畜などの飼育など		
7	下 動 産	建物や土地などの不動産収入、借地権などの権利金		
禾	引 子	公社債及び預貯金の利子等(所得税の源泉分離課税の対象となるものを除きます。)		
酉	。 明	法人から受ける利益の配当、株式の配当、剰余金の分配など		
糸	合 与	給与、賃金、賞与、歳費など(正社員、パート、アルバイト、事業専従者などの別は問いません。)		
	公的年金等	国民年金や厚生年金、公務員の共済年金、恩給など		
雑	その他	①生命保険契約などに基づく年金(個人年金) ②原稿やデザインの報酬、放送謝礼、著作権の使用料(印税)、講演料 ③シルバー人材センターの配分金、在宅育児支援事業給付金		
総	合譲渡	車両、機械、営業権、ゴルフ会員権など不動産以外の資産の譲渡		
	短 期	保有期間が5年以下の資産		
	長 期	保有期間が5年を超える資産		
	- 時	法人から贈与を受けた金品、懸賞当選金品、競輪・競馬の払戻金、生命保険の満期金や解約金、 遺失物の拾得による報労金など、臨時・偶発的なもので対価性のないもの		

■「2所得金額」欄について

所得の種類ごと に、次の計算式により算出した金額を記入してください。

給与、公的年金等(雑所得)については、<u>8ページ「別表1」及び「別表2」の計算式により算出</u>した 金額となります。

[収入金額] - [収入から差し引かれる金額] = [所得金額]

※収入から差し引かれる金額とは、その収入を得るために直接要した費用のことです。 (明細を申告書の裏面に記入してください。)

売上原価、販売費、人件費、管理費、減価償却費、修繕費、地代・家賃・損害保険料、 租税公課、給料賃金(給与支払報告書を提出したもの)、事業専従者給与・控除、水道光熱費、 交際費など

■「3所得から差し引かれる金額に関する事項」欄、「4所得から差し引かれる金額」欄について

それぞれ該当する控除額等を記入してください。

(町民税・県民税と所得税の控除額が異なるものがありますのでご注意ください。)

⑩雑損控除(災害や盗難、横領により住宅や家財などに損害を受けた場合)

町民税・県民税	所 得 税 (参 考)
①と②のいずれか多い方の金額	
① (損害金額-保険金などで補填される額) -	- 総所得金額等の10%
②(損害金額-保険金などで補填される額)の)うち災害関連支出の金額-5万円

⑪医療費控除(一年間に支払った医療費が一定の金額以上あった場合)※最高限度額 200 万円

町民税・県民税	所 得 税 (参 考)
(支払った医療費の額-保険金などで補填される額)から ① 10万円
①と②のいずれか少ない方を差し引いた金額	② 総所得金額等の5%

平成 29 年度税制改正で、医療費控除・医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)のいずれか適用を受ける方は、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」、「セルフメディケーション税制の明細書」を申告書提出の際に添付しなければならないこととされました。※詳細は国税庁及び厚労省 HP でご確認ください。 平成 30 年度(平成 29 年分)から令和 2 年度(令和元年分)の申告については、医療費等の領収書の添付等によることもできます。医療費控除を申告する際には必ず医療費の集計をお願いします。(医療を受けた人と病院ご

ることもできます。**医療費控除を申告する際には必ず医療費の集計をお願いします。(医療を受けた人と病院ごとに分けて集計してください。)**

明細書の記入内容の確認のため、医療費等の領収書は確定申告期限等から5年間保存する必要があります。 税務署長等から当該明細書に係る医療費等の領収書の提示又は提出を求められた場合には、当該領収書の提示又 は提出しなければならないこととされました。

⑫社会保険料控除(健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料など)

町民税・県民税	所 得 税 (参 考)
「支払った」又は「給与、年金から控除さ	れた社会保険料」の合計額

⑭生命保険料控除(生命保険料や介護医療保険料、個人年金保険料の支払があった場合)

平成25年度の町・県民税(平成24年分所得税)から生命保険料控除制度が改正され、一般生命保険料 控除、個人年金保険料控除に加えて、介護・医療保障を対象とした契約に基づく保険料について「介護医療 保険料控除」が新設されました。これに伴い、控除額の計算方法や控除限度額が変更されています。

ただし、平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約には、従前の生命保険料控除(旧制度)が適用されます。

(1) 新契約(平成24年1月1日以降に締結した保険契約等)に基づく場合の控除額

町民税・県民税		所 得 税 (参 考)		
区分	保険料	控除額	保険料	控 除 額
	12,000 円以下	保険料の全額	20,000 円以下	保険料の全額
 - 般	12,001 円~ 32,000 円	保険料×0.5+6,000円	20, 001 円~ 40, 000 円	保険料×0.5+10,000円
一	32, 001 円~ 56, 000 円	保険料×0.25+14,000円	40, 001 円~ 80, 000 円	保険料×0.25+20,000円
	56,001 円以上	28,000円	80,001 円以上	40, 000 円
介護医療	・「一般」の場合と同じ		Г— я	投」の場合と同じ
個人年金	「一般」の場合と同じ		「一般」の場合と同じ	
控除上限	あわせて 70,000 円		あわ	せて 120,000円

(2) 旧契約(平成23年12月31日以前に締結した保険契約等)に基づく場合の控除額

区分	町民税・県民税		所 得 税 (参 考)	
	保険料	控除額	保険料	控 除 額
	15,000 円以下	保険料の全額	25,000 円以下	保険料の全額
	15,001 円~ 40,000 円	保険料×0.5+7,500円	25, 001 円~ 50, 000 円	保険料×0.5+12,500円
— 般	40, 001 円~ 70, 000 円	保険料×0.25+17,500円	50, 001 円~ 100, 000 円	保険料×0.25+25,000円
	70,001 円以上	35,000円	100,001 円以上	50,000円
個人年金	「一般」の場合と同じ		「一般」の場合と同じ	
控除上限	あわせて 70,000 円 あわせて 100,000 円		せて 100,000円	

※(1)と(2)の両方の保険契約等に係る控除がある場合

新旧双方の保険契約等に係る控除がある場合は、(a) 新制度のみで申告、(b) 旧制度のみで申告、(c) 新旧制度両方での申告の3通りのいずれかを選んで申告できます。(c) の新旧制度両方で申告する場合は、それぞれの計算式で求めた合計額が控除されますが、町民税・県民税の控除上限額は28,000円です。

⑮地震保険料控除(地震保険料、旧長期損害保険料の支払があった場合)

町民税・県民税		尺税・県民税	所 得 税 (参 考)		
区分	保険料	控除額	保険料	控除額	
地震保険	50,000 円以下	保険料の 1/2	50,000 円以下	保険料の全額	
地辰休陕	50,001 円以上	25,000円	50,001 円以上	50,000円	
	5,000 円以下	保険料の全額	10,000 円以下	保険料の全額	
旧長期 損害保険	5, 001 円~ 15, 000 円	保険料×0.5+2,500円	10, 001~ 20, 000 円	保険料×0.5+5,000円	
	15,001 円以上	10,000円	20,001 円以上	15,000円	
控除上限	あわせて 25,000円		あわせて 50,000円		

16寡婦、寡夫控除

区	分	対 象	町民税·県民税	所得税(参考)
寡	婦	①夫と死別又は離婚した後婚姻していない方や、夫が生死不明などの方で、扶養親族や前年の総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子(※)がいる方 ②夫と死別した後婚姻していない方や、夫が生死不明などの方で、前年の合計所得金額が500万円以下の方	26 万円	27 万円
特別	寡婦	寡婦に該当する方のうち、扶養親族である子があり、かつ、前年の合計所得金額が 500 万円以下の方	30 万円	35 万円
寡	夫	妻と死別又は離婚した後婚姻していない方や、妻が生死不明などの方で、前年の合計所得金額が500万円以下であり、かつ、総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子(※)がいる方	26 万円	27 万円

[※]生計を一にする子が、他の方の控除対象配偶者や扶養親族にされている場合は除きます。

⑪勤労学生控除

(学生又は生徒であって、合計所得金額が65万円以下で、自己の勤労によらない所得が10万円以下の場合)

町民税・県民税	所 得 税 (参 考)	
26 万円	27 万円	

(1) **1** (1)

	町民税・県民税	所 得 税 (参 考)
普通障害	26 万円	27 万円
特別障害(同居以外)	30 万円	40 万円
同居特別障害	53 万円	75 万円

特別障害・・・身体障害者手帳に身体上の障害程度が一級又は二級と記載された方、精神障害者保健福祉手帳に障害等級が一級と記載された方、重度の知的障害者と判定された方、いつも病床にいて複雑な介護を受けなければならない方など

⑨配偶者控除及び配偶者特別控除(生計を一にする配偶者の合計所得金額が38万円を超え123万円以下で、あなたの合計所得が1,000万円以下の場合)

配偶者の		納税義務者の合計所得金額					
		900万円以下			950万円超1000万円以下		
		配偶者控除額					
		町・県民税	所得税(参 考)	町・県民税	所得税(参 考)	町・県民税	所得税(参考)
38万円以下	70 歳未満	3 3 万円	38万円	2 2 万円	2 6 万円	11万円	13万円
	70 歳以上	38万円	48万円	26万円	3 2 万円	13万円	16万円
配偶者の合計所	得金額			配偶者特	寺別控除額		
38万円超85	万円以下	3 3 万円	38万円	2 2 万円	2 6 万円	11万円	13万円
85万円超90	万円以下	3 3 万円	3 6 万円	2 2 万円	2 4 万円	11万円	1 2 万円
90万円超95	万円以下	3 1 万円		2 1 万円		1 1 万円	
95万円超10	0円以下	2 6	万円	1 8	万円		9万円
100万円超1	05万円以下	2 1	万円	1 4	万円		7万円
105万円超1	10万円以下	1 6 万円		1 1 万円		6 万円	
110万円超1	15万円以下	11	万円	87	5円		4 万円
115万円超1	20万円以下	以下 6万円		4 万円		2 万円	
120万円超1	23万円以下	3万円		2 万円		1 万円	
123万円超 0円		0円		0円			

⑩扶養控除(生計を一にする親族で、前年中の合計所得金額が38万円以下の場合)

控除対象扶養親族		町民税・県民税	所得税(参 考)
一般の控除対象扶養親族	16 歳以上 19 歳未満及び 23 歳以上 70 歳未満	33 万円	38 万円
特定扶養親族	19 歳以上 23 歳未満	45 万円	63 万円
老人扶養親族(同居老親等)	70 歳以上	45 万円	58 万円
老人扶養親族(同居老親等以外の方)	70 歳以上	38 万円	48 万円

^{※16} 歳未満の年少扶養控除が平成 23 年分所得の申告から廃止されました。また、特定扶養親族のうち 16 歳以上 19 歳未満の方の扶養控除上乗せ部分(町民税・県民税 12 万円、所得税 25 万円)が廃止されました。これに伴い控除の区分が「一般の控除対象扶養親族」となり、控除の額が県・町民税 33 万円、所得税 38 万円となりました。

②基礎控除(すべての方が該当します。)

町民税・県民税	所 得 税 (参 考)
33 万円	38 万円

■「14 寄附金に関する事項」欄について

平成 21 年度から、町民税・県民税における寄附金控除については、所得控除から税額控除に変わりました。控除額については下表のとおりですが、申告書には種類別の寄附金額を記入してください。

	町民税・県民税(税額控除)	所 得 税 (所得控除)
対象	①地方公共団体(都道府県、市町村、特別区)に対する寄附金(ふるさと寄附)②都道府県共同募金会、日本赤十字社の支部に支出した寄附金③所得税の控除対象寄附金のうち、地方公共団体が条例で指定した寄附金	国や地方公共団体、社会福祉法人など特定の団体に支出した寄附金や特定の政治献金など
控除額	寄附金額と総所得金額等の 30%のいずれか少ない方の金額から 2,000 円を差し引いた金額の 10%を所得割額から控除します。 ※上記①の寄附金については、寄附金から 2,000 円を差し引いた金額に、90%から所得税の限界税率×1.021 を引いた率をかけた金額を上乗せして控除します。 (町民税・県民税の所得割額の 2 割が上限です。)	寄附金額と総所得金額等の 40%のいずれか少ない方の金額から 2,000 円を差し引いた金額を所得から控除します。

※東日本大震災義援金として日本赤十字社や中央共同募金会等の募金団体にした寄附金については、最終的に被災地 方公共団体等に拠出されるものとして、①扱いとなり、町民税・県民税の特例控除を受けることができます。

〇ふるさと納税(個人住民税に係る寄附金税額控除の特例控除額部分)の対象となる地方団体を一定の基準に基づき 総務大臣が指定します。※対象となる地方団体については、総務省ふるさと納税ポータルサイト『ふるさと納税に係 る指定制度について』を参照してください。

〇指定対象外の団体に対して令和元年6月1日以後に支出された寄附金については、ふるさと納税の対象外となります(注)。

(注)個人住民税に係る寄附金税額控除の特例控除額部分の対象外とはなりますが、所得税の所得控除及び個人住民 税の基本控除の対象にはなります。

※参考総務省 HP

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/topics/20190514.ht ml)

■別表1 給与に係る所得の計算

給与、賃金、賞与、歳費やこれらの性質を持つもの

給与の収入金額	給 与 所 得 の 計 算
~650, 999 円	0円
651,000円~1,618,999円	収入金額-650,000円
1,619,000円~1,619,999円	969, 000 円
1,620,000円~1,621,999円	970, 000 円
1,622,000 円~1,623,999 円	972,000 円
1,624,000円~1,627,999円	974, 000 円
1,628,000円~1,799,999円	収入金額÷4 (千円未満の端数を切捨て) = A A × 2. 4
1,800,000円~3,599,999円	収入金額÷4 (千円未満の端数を切捨て) = A A×2.8-180,000円
3,600,000 円~6,599,999 円	収入金額÷4 (千円未満の端数を切捨て) = A A×3.2-540,000円
6,600,000円~9,999,999円	収入金額×O.9-1,200,000円
10, 000, 000 円~	収入金額-2, 200, 000 円

■別表2 公的年金等に係る雑所得の計算

国民年金、厚生年金、公務員の共済年金、恩給など

	公的年金等の収入金額	公的年金等雑所得の計算	
65 歳未満 (昭和 30 年 1 月 2 日 以後に生まれた方)	~700,000円	0円	
	700,001 円~1,299,999 円	収入金額-700,000円	
	1, 300, 000 円~4, 099, 999 円	収入金額×0.75-375,000円	
	4, 100, 000 円~7, 699, 999 円	収入金額×0.85-785,000円	
	7, 700, 000 円~	収入金額×0.95-1,555,000円	
65 歳以上 (昭和 30 年 1 月 1 日 以前に生まれた方)	~1, 200, 000 円	0円	
	1, 200, 001 円~3, 299, 999 円	収入金額-1,200,000円	
	3, 300, 000 円~4, 099, 999 円	収入金額×0.75-375,000円	
	4, 100, 000 円~7, 699, 999 円	収入金額×0.85-785,000円	
	7, 700, 000 円~	収入金額×0.95-1,555,000円	

[※]障害年金や遺族年金は、課税の対象となりません。

■上場株式等の配当所得等の申告不要制度

平成 29 年 4 月 1 日から、特定上場株式等の配当所得や上場株式等の譲渡(源泉徴収がある特定口座)に係る所得については、所得税と異なる課税方式により個人住民税を課税することができるようになりました。

これにより、特定配当等について、所得税では総合課税、町・県民税では申告不要制度を適用するなど、申告 者自身が課税方式を選択することができます。

上記制度を利用する場合は、当該年度の町・県民税の納税通知書が送達される日までに確定申告書とは別に 町・県民税の申告書の提出が必要です。

特定上場株式等の配当等については、所得税 15.315% (復興特別所得税分含む)と住民税 5% (配当割)の合計 20.315%の税率で源泉徴収(特別徴収)されています。(源泉徴収がされる特定口座の上場株式等譲渡所得も同じ) 住民税 5%が源泉徴収されている特定上場株式等の配当等や上場株式等譲渡所得の場合は、申告するか申告しないかを選択することができます。

確定申告した場合は、申告書第二表「住民税に関する事項」欄に5%分の特定上場株式等の配当割額や株式等譲渡所得割額を記入することで個人住民税の所得割から税額控除がされます。また、総合課税で申告した場合は、配当控除も受けることができます。

なお、確定申告をした場合、合計所得金額や総所得金額等に加算されるため、税における扶養控除や配偶者控除、非課税の判定のほか国民健康保険料等の算定に影響がでることがあります。

■上場株式等の配当所得等の申告期限

平成 15 年税制改正により、上場株式等の配当所得等は申告期限(3 月 15 日)及び納税通知書送達日までに申告された者について課税計算上反映する。送達日以降に確定申告等で申告があっても課税計算に反映できません。

■住宅借入金特別控除の適用(住宅ローン控除)

住宅に係る駆け込み・反動減対策(特別特定取得に係る住宅ローン控除)

- ・消費税率及び消費税率に換算した地方消費税の税率(以下「消費税率等」といいます。)
 - 10%が適用される住宅取得等について、所得税の住宅ローン控除の適用期間が
 - 3年間延長(現行10年間→13年間)されます。
- ・11 年目以降の3年間については、消費税率等の2%引上げ分の負担に着目した控除額の上限が設定されます。 具体的には、各年において、以下のいずれか少ない金額が控除されます。
 - 1. 建物購入価格の 2%の 1/3
 - 2. 住宅ローン年末残高の1%
 - ⇒ 3年間で消費税率の引上げ分にあたる「建物購入価格の2%(2/3%×3年)」の範囲で控除されます。 ただし、ローン残高が少ない場合は、現行制度どおり住宅ローン年末残高に応じて控除されます。

居住年	従前の措置 平成 26 年 4 月~令和 3 年 12 月	今回の対策 令和元年 10 月~令和 2 年 12 月
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の 7% (最高 13. 65 万円)	同左
控除期間	10 年	13 年

- (注1) 令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用されます。
- (注 2) 建物購入価格、住宅ローン年末残高の控除対象限度額は一般住宅の場合 4,000 万円、 認定住宅の場合 5,000 万円(現行制度と同水準)です。
- (注3) 入居1年~10年目は現行制度通り税額控除されます。

■確定申告書提出方法の変更について

役場本庁又は美里支所の申告相談会場で確定申告書を作成する場合、申告者の方の利用者識別番号(16 桁の数字)が新たに必要となります。平成30年分申告書より紀美野町ではe-Taxを利用し、申告期間に相談会場で作成した確定申告書を電子データで税務署へ提出します。電子データで提出する際に、申告者の方の利用者識別番号が必須となりますので取得にご協力ください。

利用者識別番号をお持ちでない方は、申告相談会場で新規に取得することができます。なお、取得の際には、納税者様ご自身に暗証番号(英小文字と数字を含む8桁以上)と納税用確認番号(数字6桁)を決めていただく必要がございますので、ご準備をお願いいたします。

※取得の際は本人確認書類(個人番号カード、運転免許証、保険証など)をご持参ください。

また、利用者識別番号はご自宅のパソコンからあらかじめ取得することができます。取得の事前準備として e-Tax の開始届出書を作成する必要がありますので、詳しくは国税庁の e-Tax サイトをご覧ください。

(http://www.e-tax.nta.go.jp/todokedesho/kaishi3.htm)

■添付書類の省略

利用者識別番号を取得し、電子データで所得税の確定申告書を提出した場合は源泉徴収票などの従来添付していた証明書の添付が省略できます。ただし、申告期限から5年間保存の必要があります。

■用語の解説

・扶養親族・・・・・・・あなたと生計を一にする配偶者以外の親族(6親等内の血族及び3親等内の姻族)、

都道府県知事から養育を委託された児童又は市町村長から養護を委託された老人で、令和元 年分の合計所得金額が38万円以下の方。

ただし、青色申告者の事業従事者として給与の支払を受けている方や、白色申告者の事業専従者の方は該当しません。

- ・控除対象扶養親族・・・扶養親族のうち、平成 16 年 1 月 1 日以前生まれの方。(16 歳以上)
- ・特定扶養親族・・・・・・控除対象扶養親族のうち、平成9年1月2日から平成13年1月1日生まれの方。 (19歳以上23歳未満)
- ・老人扶養親族・・・・・・控除対象扶養親族のうち、昭和25年1月1日以前生まれの方。(70歳以上)
- ・生計を一にする・・・・・日常の生活の資を共にすることをいいます。会社員などが勤務の都合により家族と別居している又は親族が修学、療養のために別居している場合でも、
 - ①生活費、学資金又は療養費などを常に送金しているときや
 - ②日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には他の親族のもとで起居を共 にしているときは、「生計を一にする」ものとして取り扱われます。
- ・障害者・・・・・・・・・12月31日(年の中途で死亡した場合にはその死亡の日)の現況において、次のいずれかに 該当する、精神や身体に障害のある方
 - ●身体障害者手帳や戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
 - ●児童相談所などにより知的障害者と判定された方
 - ●65歳以上の方で障害の程度が障害者に準ずるものとして市町村の認定(要介護認定等) を受けている方
- 特別障害者・・・・・・・・障害者のうち、次の特に重度の障害のある方
 - ●身体障害者手帳に身体上の障害の程度が一級又は二級と記載されている方
 - ●精神障害者保健福祉手帳に障害等級が一級と記載されている方
 - ●重度の知的障害者と判定された方(療育手帳 A1・A2)
 - ●65歳以上の方で障害の程度が障害者に準ずるものとして市町村の認定を受けている方
- ・同居特別障害者・・・・特別障害者である控除対象配偶者や扶養親族で、あなたや配偶者、生計を一にする親族と同居を常としている方。(病気の治療のため入院していることにより別居となっている場合でも、同居に該当するとして差し支えありません。ただし、施設に入所している場合は、その施設が居所となり、同居しているとはいえません。)
- ・利用者識別番号・・・・・利用者識別番号とは、マイナンバー(個人番号)とは別の番号で、e-Tax を利用する際に 1 人につき 1 つ必要で、転居しても原則同じ番号を使用できます。初めて e-Tax を利用する方など、利用者識別番号をお持ちでない方は、確定申告等作成コーナーから、「電子申告・納税等開始(変更)届出書」の作成・提出をすることができます。

○国外に居住する親族に係る扶養控除等

平成27年度税制改正により、平成28年分以降の給与等又は公的年金等の源泉徴収及び給与等の年末調整、確定申告等の申告において、国外居住親族に係る扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除又は障害者控除の適用を受ける場合、「親族関係書類」及び「送金関係書類」を添付し、提出又は提示しなければならないこととされました。

※ 上記の書類が外国語で作成されている場合は、翻訳文も必要となります。

■必要書類

▼親族関係書類

親族関係書類とは、納税者(申告者)の親族であることが確認できる書類です。

- 1. 戸籍の附票の写し、国又は地方公共団体が発行した書類、国外居住親族のパスポートの写し
- 2. 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類

【例】戸籍謄本、出生証明書、婚姻証明書

書類が複数必要になる場合があります。こちらをご確認ください。

※注意※

- ・親族関係書類は、国外居住親族のパスポートの写しを除き、原本の提出又は提示が必要です。
- ・16 歳未満の国外居住親族(扶養控除の対象ではない親族)であっても、個人住民税において所得金額と扶養人数による非課税基準の適用を受ける際は、書類の提出又は提示が必要となります。

▼送金関係書類

送金関係書類とは、納税者(申告者)が親族の生活費等に充てるための支払を行ったことが確認できる書類です。

- 1. 金融機関が行う為替取引により、納税者から国外居住親族に支払をしたことを明らかにする書類 【例】外国送金依頼書の控え
- 2. 国外居住親族がクレジットカードを提示して商品を購入したことなどに対し、

その代金を納税者が支払ったことを明らかにする書類

【例】クレジットカード利用明細書

※注意※

- ・送金関係書類は、原本ではなくその写しでも取り扱うことができます。
- ・国外居住親族が複数いる場合、送金関係書類は扶養控除等を適用する親族の各人ごとに必要です。

複数人分をまとめて送金している場合は、それを受領している親族のみに対する送金関係書類として取り扱い、 その他の親族の送金関係書類として取り扱うことはできません。

- ・この書類は、扶養控除等を適用する年に行ったすべての送金について必要となります。ただし、同じ親族へ年3回以上送金した場合は、一定の事項を記載した明細書と、その年の最初と最後に送金をした時の送金関係書類の提出又は提示をすることにより、その他の書類を省略することができます。
- ・16 歳未満の国外居住親族(扶養控除の対象ではない親族)であっても、障害者控除を受ける場合には、 書類の提出又は提示が必要となります。

■書類の提出

1. 「給与所得者の扶養控除申告書」を提出する方(=勤務先で年末調整を行う方)

親族関係書類と送金関係書類の提出又は提示が必要です。

- 2. 「従たる給与についての扶養控除等申告書」又は「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出する方親族関係書類の提出又は提示が必要です。
- 3. 上記 1、2 に該当する方が確定申告又は市・県民税申告をする場合

上記 1,2 の手続きの際に提出又は提示が済んでおり、源泉徴収票に適用された扶養控除等について記載があるものについては、親族関係書類及び送金関係書類の提出又は提示の必要はありません。ただし、扶養控除等を追加する場合や、上記 2 に該当する方の送金関係書類については、提出又は提示の必要があります。

4. 上記 1~3 に該当しない方で、確定申告又は町・県民税申告をする場合、親族関係書類と送金関係書類の提出又は提示が必要です。